

「生活記録」から「証言」へ

——「長崎の証言の会」創設期と鎌田定夫

東村 岳史

1. はじめに——問題意識

今日被爆者の手記や語りをさして「証言」と呼ぶことは、ごく当たり前に行なわれている。もちろん、被爆体験以外にも、さまざまな戦争体験や重要な歴史的出来事の実情を表現する際に「証言」という言葉はしばしば用いられる。しかしながら、戦争体験一般や被爆者の言葉が、いつからどのように「証言」と名指されていったのかは、必ずしも自明ではない。今日被爆者と呼ばれる人々たちも、かつてはたとえば原爆被害者・被災者などと呼ばれていたのが、ある時期から、とりわけ「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」（原爆医療法）施行（一九五七年）後、被爆者健康手帳を交付される対象者として「被爆者」という主体が形成されていったという歴史性を持つ。被爆者の言葉が「証言」と呼ばれるならわされるのも同様に歴史性を帯びているのではないか。そのような前提で、本稿では「証言」という言葉にこだわってみたい。

私が被爆者に関する文献を読み始めたのはいまから三年ほど前（二〇〇九年）のことである。いったん被爆者の手記集を読み始

めると、ある特定の用語がくりかえし使われていることにすぐ気がつく。中でも私にとって気になったのは「証言」という言葉である。証言には一般に「1 ある事柄の証明となるように、体験した事実を話すこと。また、その話、2 法廷などで証人が供述すること」（『大辞泉』小学館）という二通りの意味がある。被爆体験も含め前者の意味で、重大な出来事を「証言」を冠した記録にまとめて出版することはさほど珍しくはない。とはいえ、こと被爆体験においては、他の出来事を圧して「証言」の使用頻度が高いのではないかという印象を私は持った。そこで、被爆関連文献における「証言」使用の歴史性と意味などを考えてみたくなった。

そのような観点から関連文献をさがしていくと、「長崎の証言の会」（一九六九年創立時は「長崎の証言」刊行委員会、二年後に改称）にたどりつくのにさほど時間はかからない。一九六九年に『長崎の証言』を刊行開始、その後誌名や刊行形態を変更させたりしながらも、四〇年以上に渡って記録出版活動を続けてきたことは周知の事実である。その中心人物として活動してきたのが、二〇〇二年に逝去した鎌田定夫である。

私が鎌田の活動について惹かれた点は二つある。一つは、彼が「長崎の証言の会」を立ち上げる以前に生活記録運動に関わっていたことである。鎌田が「証言」運動を準備し始動するようになるのには、生活記録運動での経験が反映されているのか否か、という社会運動の方法論としての関心である。もう一つは、彼が非被爆者であることである。後年彼は「こころのヒバクシャ」を自ら名乗ることになるが、そこに至るまでには、非被爆者が被爆

者の体験にどこまで迫ることができるとかという葛藤があったであろうことは想像に難くない。鎌田はまた「被爆体験の思想化」を重要な課題として提起し追究していくことにもなるが、その際にも非被爆者と被爆者の関係性をどのように考えるかという論点が生じうる。

被爆体験の継承や思想化という課題は、特に被爆者の高齢化が進むにつれてさかんに言われるようになってきた。その点では鎌田の専売特許というわけではないし、彼が最初に使い始めた言葉でもない。ただ、「継承」や「思想化」の歴史性と内容を考える際にも、鎌田は欠かせない人物であろう。本稿では準備不足のため内容を十分深めることはできないが、「継承」や「思想化」といった用語も、「証言」同様ある種独特の歴史性を持ち、論者によつてその意味合いを微妙に異にしてきたというのが現時点での私見である。以下では、運動の初期（一九七〇年代前半まで）において「証言」が持つていた意味内容を鎌田やその周辺の人物の言動から考察する。

「長崎の証言の会」や鎌田定夫に関する先行研究としては、福岡良明『焦土の記憶』があげられる。福岡の研究は広島や沖縄に関する言説との比較の上で長崎の言論活動（「長崎の証言の会」を含む）を位置づけ評価したもので、総論としては異論はなく、たいへん参考になった。福岡も指摘しているように、鎌田たちが長崎での「証言」運動を立ち上げる際の原動力となった要因の一つは、広島への劣等・対抗意識である⁵⁾。それは「長崎の証言」と「長崎」を冠した会のネーミング自体にも現れている。研究にせよ運動にせよ、多くの蓄積がある広島に比べ、長崎は沈滞し実態

解明も遅れている、と見なされていた。しかし、栗原貞子から「ナガサキを忘れたヒロシマは片肺飛行でしかない」⁶⁾と激励を受けたことなども支えとして、鎌田たち長崎の言論人は広島と連携していく。ただ、私がこだわっている「証言」の意味合いや運動論といった観点からは、さらに細かく検討する余地を残している。本稿では、長崎の独自性を広島との比較ではなく、鎌田定夫に焦点を当てていく。

また、「長崎の証言の会」に直接関わるものではないが、時代性（歴史性）を考える際参考になる研究として二点言及しておきたい。一つは、成田龍一『戦争経験』の戦後史⁷⁾である。成田は、「体験／証言／記憶の三位一体」は、「一九五〇年代を中心とする「体験」の時代、一九七〇年代を中心とする「証言」の時代を経て、一九九〇年代から「記憶」の時代が開始されてきた、と考えることもできる」と見立て、「証言」の時代においては、「証言」が「記憶／体験を統御していた」というのもう少し掘り下げた検討が必要であるように思われる。そこでもう一つの先行研究としてあげたいのが、鳥羽耕史『一九五〇年代——「記録」の時代』である。鳥羽は、一九九〇年代以降にさかんに主題化されるようになった「記憶」との対比で、「記録」を一九五〇年代のキーワードとして立てている。鳥羽は、「記憶」が究極的には個人的なものなのに対し、「記録」が社会的なものであるという違いが大きい」という理由で、（この時代の）「運動」をとらえるには「記録」の方が適した

用語だと考えている。⁶⁾

両者の見解に照らして私の問題意識を言い直すと次のようになるだろう。「証言」はなぜ時代を特徴づける言葉として使われるようになったのか。また、「証言」と「体験」「記憶」「記録」の關係はいかなるものか。たとえば、強烈な「体験」が「証言」として語られ「記録」されることよって「記憶」されるようになる、といった連関は、統御する／される力關係に納まるものなのか。「運動」として有効に機能するためには、どの時代にどのような意識的な働きかけが求められるのか。本稿はこのような関心に現代史的な関心から接近してみたい。

2. 「証言」とは何か

「長崎の証言の会」の事例に入る前に、ここで「証言」という言葉について簡単な予備的考察をしておきたい。「証言」は多義的な言葉で、鎌田自身も「証言」に様々な内容を込めて用いることになる。ただ、そうではあっても、「証言」という言葉に何か固い響きを感じ取る人々は多いはずである。「証言」は狭義の意味では法廷での証拠として採用される発言をさすからで、発話者の強い意思をも感じさせる。後述するように、鎌田自身も「国際裁判の法廷にも提出しうるような公的証言」と書き残している。

被爆の体験が「公的証言」として採用される端的な例は、被爆者の認定制度そのものに関わっている。被爆者健康手帳取得申請の際には第三者二人以上の証言が必要なため、教え子から頼まれればかりかえし証人として証言する元教師の例などが典型的で

ある。これは証言の原初的で実用的なあり方を示すものだけではないだろう。この場合、証言は被爆した他人のためのものであり、その申請者が被爆者として認定された時点で役目を果たしたことになる。

しかしながら、「証言」が運動の言葉として採用されるとき、それは制度や法(廷)の枠内にのみ拘束されるような性格のものではなく、制度や法がカバーできなかった領域を切り開いていくものとして意味づけられる。あるいは、被爆者の範囲が後年拡大されていったように、「証言」は働きかけによりその効力範囲を広げていくものでもある。被爆の被害の全体像や後年にわたる放射線の影響力は既知のことではなく未知(未定)のことであるがゆえに、その「真相」はたえず更新されていかなければならない。その事実確定に用いられるのが「証言」となる。「証言」は法廷内に閉じられたものとしてではなく、より多くの人に開かれ、一時点で収束(終息)しない内容を持つものとして伝達されながらも、法廷で発話されるような緊迫感や切実さを保った言葉としてあることも期待されているのである。この期待に沿って被爆者の発話や手記を「証言」と名付けることは、事実に対する証拠としては事実確定的な性格を持ちながらも、それが「証言」として聞かれ読まれるべきである、という行為遂行的言説でもある。そして結論を先取りしていえば、「証言」は社会運動論における「たかひのフレーミング」⁷⁾として機能していくことになる。

では、法廷イメージで被爆者の「証言」の機能や意味づけをとらえることはどれぐらい妥当なのか。それを考えるには、「証言」の場に関与する人物や文脈をとらえる必要がある。鎌田と「長崎

の証言の会」の足跡をたどった上で、「証言」運動を可能にした背景と合わせて検討することにした。

3. 鎌田と生活記録運動・長崎

宮崎県生まれで非被爆者である鎌田が被爆者を中心とした反原爆運動に参加していくようになるのは、彼の戦争末期から敗戦直後の体験が影響していると考えられる。鎌田は学徒動員期間中、軍国主義者たちの言動を批判する日記帳を他の生徒たちに見とめられ、鉄拳制裁を受けた。同級生たちから「国賊」「二七聖人」「偽善者」呼ばわりされ、空襲に際しても「ひそかな死への快感を覚えながら、その死の到来を待つ」思いだった鎌田は、敗戦の受け止め方も周囲の教師や学友たちとは異なっていた。その後旧制第五高等学校から九州大学へと進学する過程で、「民主主義と解放の思想だけは、一歩もゆずることができない」という決意を固めていくようになる⁹⁾。鎌田が初めて長崎を訪れたのは一九五一年で、城山小学校に建てられた平和像除幕式の模様を『わだつみのこえ』一一号に寄稿している。

とはいえ、その内面の動機を深く追究することは現時点では私には難しい。一つだけ推測で述べると、彼が被爆者と同世代意識を持つていたことが重要ではないかと私は考える¹⁰⁾。鎌田は一九二九年生まれ、後に名前をあげる福田須磨子は一九二二年生まれ、渡辺千恵子は一九二八年生まれ、谷口稜暉は一九二九年生まれ、山口仙二は一九三〇年生まれである。福田が鎌田より若干年長であるぐらいで、他の三人はほぼ同年代である。特に長崎は、気象

条件のいたずらにより小倉ではなくたまたま投下目標として選ばれたという偶然性を持つこともあり、同時代の同世代に起こった出来事として、鎌田には切実感があつたのではないか。

ただ、本稿では、彼の内面の動機よりも、彼が非被爆者としての自分の立場をどう考えて発言し、行動へと結びつけていったのかという点を中心に考えてみたい。私が鎌田と「長崎の証言」運動の足跡をたどる際に重要だと考えているのが、鎌田がそれ以前に関わっていた生活記録運動との連続性／非連続性である。換言すれば、生活記録運動から引き継がれたもの／変えられたもの（異なっているもの）は何かということになる。

鎌田と親交があり、生活記録運動の中心的人物の一人だった鶴見和子は、「生活記録運動は、戦前からある子ども生活つづり方教育の歴史をふまえて、戦後にできた、おとなの生活つづり方運動」という国分一太郎の系譜的説明を紹介している¹¹⁾。その中身である「生活記録」については、「おとなが、自分の感じたこと考えたことを、ほかの人びとに伝えるために、その感じや考えの発生のきつかけとなった事物を、借りものではない自分自身の生活のコトバで具体的に書いた文章」とも定義した¹²⁾。生活記録運動の著名な作品としては、無着成恭『山びこ学校』（一九五一年）がその嚆矢としてしばしばあげられ、鶴見自身が組織した「生活をつづる会」は『エンピツをにぎる主婦』（一九五四年）を生み出していった。

その鶴見が長崎を訪問したことがきっかけとなって結成されたのが、「長崎生活をつづる会」である。一九五五年六月第一回長崎県母親大会の講師として招かれた鶴見は、「私がやっている生

活をつづる会”（引用符ママ）を長崎でも作つてはどうか」と呼びかけ（『長崎日日新聞』一九五五・七・一九「長崎にも『生活を綴る会』」）、翌月一七人で発足した。会員には福田須磨子と渡辺千恵子という、その後爆発者として反原爆運動の中心となつて活動していく人物も含まれていた。会の結成直後朝日新聞に「ひとりごと」という詩を投稿し掲載された福田須磨子のもとを木下澄子が訪ねていき、「極端な人間ぎらいになつていた彼女を、半ば強引に会へさせよう」という⁽¹³⁾。また会長は、一九五八年に鎌田定夫と結婚することになる信子の母親川崎きくえであつた。

もつとも、全国的にみれば、生活記録運動の全盛期は長くは続かず、五〇年代半ばにはすでに「停滞」がいわれられていたそうである⁽¹⁴⁾。一方、一九五六年に九州大学を卒業した鎌田は就職のため上京、国民文化会議事務局、日本作文の会事務局、新日本文学会事務局に勤務のかたわら、鶴見らとともに「日本生活記録センター」の設立（一九六一年）に関わつていく。「日本生活記録センター」は、当初のエネルギーを失ひ「停滞」状態に陥つた生活記録運動再活性化のため、各地・各団体の情報を集約し発信する基地としての役割を目論んでいた。センター設立直前に執筆したと思われる文章で鎌田は、「生活記録運動は、自己追求から自分の周囲と社会、歴史へと視点を広げていく作業によつて、状況を少しづつ拡大しながら、記録↓生活・行動・学習↓記録の連鎖を着実にひき寄せていく。これは実感から客観的な認識・思想形成への道でもある」とその原理を述べている⁽¹⁵⁾。

九州大学在学時から学生運動に打ち込んでいた鎌田⁽¹⁶⁾は同時に、上京後も九州の運動動向に注意を払つていた。谷川雁や森崎

和江・上野英信らが立ち上げた「サークル村」（一九五八年）の会員にもなり、期待を寄せる一文を寄稿していた。しかし周知の通り「サークル村」は一九六一年に活動停止⁽¹⁷⁾、「サークル村」再建を目指す同人誌『九州通信』にも参加するものの、創刊号のみにてこれも停止してしまふ。さらに、一九六二年鎌田が長崎造船短期大学にフランス語の助教として着任するために離れた「日本生活記録センター」も六五年には活動休止、同センターの機関誌は「三号雑誌」に終わつてしまふ。このように、鎌田が一九五〇年代後半から六〇年代前半に関わつていた生活記録運動・サークル運動団体は短命のまま活動停止した。生活記録運動に限定していえば、当時生活記録運動批判としてよくいわれていたことは、「実感べつたり主義」⁽¹⁸⁾であつた。要は「生活」を「実感」そのままに書いていくだけでは思考としても運動としても深まつていかないということである。この点については論者の間で様々な方法的打開策が議論されたものの、有効な対策が示されたとはいへない。ただ、批判について鶴見は、「外がわからの批判」（「実感べつたり主義」を含む）が先行していたのに対して「内がわからの批判」が生み出されていないといひ、「生活記録センター」には内在批判を生み出す基盤となることを期待していた⁽¹⁹⁾。

生活記録運動との関連で、鎌田が長崎に赴任後、九州の運動について総括的展望を述べている一文を参照しておこう。創刊号のみに終わった『九州通信』に寄せられた「方法の変革と運動の可能性」で、その第一の事例としてあげられているのが「長崎生活を綴る会」である。会の七年間にわたる活動記録を読み、鎌田は「同じ環の中を堂々めぐりし」ているようだといふ⁽²⁰⁾。これは

「同じようなケースで出発した都市中間層の主婦たちの生活記録運動が、どこでも辿っている運命である」という一方、この会が渡辺千恵子や福田須磨子（原爆に対する生身の告発者）と鎌田は形容している）をメンバーに含んでいるため、「単なる婦人サークルの内部事情というだけでなく、長崎の文化運動、ひいては平和運動の主体そのものにも深くかかわっていると考えられる」ともいう。

会内部の「亀裂をきわだたせ」ているものとして『生活をつづる』の木下澄子追悼号に掲載された福田の詩を引用し⁽²¹⁾、「実感信仰とナメクジに似た生活密着主義からの心情的訣別を示している点では、状況脱出の一步手前に接近している」と鎌田はいう。しかし、福田の詩に「仲間同志の感情の行きちがい」を見て「どうして（中略）解決してあげられなかったのか」と嘆息する会員の「あとがき」を鎌田はこう評する。「わたしはここにこのサークルにおける記録および運動の方法上の弱点をまざまざと見る思いがある。より端的に言えば、それは方法意識の欠落、あるいは没理論的な経験主義ということになる」。ここに見られる陥穽は批判者の多くがいう「実感べったり主義」に通じるものであることが示唆されている。「この迷路からぬけでるには、実感と系統的学習の両側面から自己を客観的に対象化し拡充しながら、主体を変革する方向に進むことが必要である」と診断した上で、「地域の基底部へ記録の鋏を打込み、そこに汲み出される地下水との集団的交流をはかっていく、というコース」⁽²²⁾を鎌田は提唱している。

このような「主婦のサークル」に対して、鎌田がより高く評価

するのは造船所や炭鉱での労働組合運動である。それは劣悪な職場環境の改善への取り組みが具体的な「証言と告発」⁽²³⁾として表出されやすいということでもあろう（また、この時期から「証言と告発」を高く評価する志向があったこともうかがえる）。ただ、優れた活動の断片を紹介しながらも、鎌田が訪れた労組が全体として退潮に向かっていたことも否めない。その打開のためには、鶴見和子が述べたことと同様に、鎌田もまた「外在的要因」のみではなく「内在的主体的要因」の検討が必要だと考える⁽²⁴⁾。そして「組合活動家や政治活動家の眼だけでなく、一切の現実を文学・文化の創造者の眼でとらえるという独自の方法意識がここに確立されることによつてのみ、それは持続的な創造のモメントを生みだしていくはずである」⁽²⁵⁾と、「文学・文化」をキーワードにした方法論も展開する。

この一文が、日本全体の生活記録運動の停滞とそこに寄せられた批判を踏まえて書かれていることは明らかである。次期の「証言」運動へのつながりを念頭において要点を抽出すると、以下のようになるうか。

第一は、「長崎生活をつづる会」の位置づけ方である。鎌田はこの会に「都市中間層の主婦たち」のサークル一般の問題を見て取り、「運動の方法論上の弱点」を指摘、被爆者が含まれている団体だからということで特別視はしていない。ただ、一方で、「長崎の平和運動、ひいては平和運動の主体そのものにも深くかかわっている」とし、長崎の地域性・平和運動の特性と合わせてとらえようとしている。

第二は、鎌田自身のスタンスもしくはポジションである。鎌田

の批判は実直なものではあるが、生活記録運動一般に投げかけられた「外がわかからの批判」と同じではないか、ということをや彼がこの時どこまで意識していたかは不明である。いづれにせよ、彼自身がいかにも「内部者」として発言し行動していくかが課題となっていく。またそれは非被爆者が被爆者に対してどのように意見するか、という点にも関わってくる。

第三は、運動停滞の打開もしくは掘り下げのための方法論の提示である。「主婦のサークル」に比して男職場を高く評価しているのは、後者の方が労働問題として切実感があることで、外部の「敵」や構造に向かつていく「モメント」になるからだと言田は考えているようである。彼は「長崎生活をつづる会」に対し、「地下水との集団的交流」という比喩的表現で、他集団との連係をはかることを説く。また、「連帯のチャンネルをきざぎあげていく」ダイナミズムとしては、「記録者と記録中の人物、読者の三者が相互に刺激しあ」う構図を描き⁽⁶⁾、その先に、「体制側が吐きかけてくる一切の魔術をも一挙に解体しうる強靱な記録群」⁽⁷⁾の出現を期待している。

若さもあつてか、鎌田の用語や主張には生硬な部分も見られるし、ジェンダー面での配慮不足など問題なしとはいえない。ただ、「記録者と記録中の人物、読者の三者」の相互関係を重視した点など、生活記録運動の長所をいかそうとする発想は認められる。これら生活記録運動に由来する考察や提言が後の「証言」運動に引き継がれていくのか、あるいは変更されるのが本稿の論点の一つとなる。

ここで、福田須磨子の「生活記録」に対する鎌田の評も見てお

きたい。鎌田が長崎での運動のあり方を模索している間に、福田須磨子は『生きる——被爆後二十年の生活記録』と題した著作を一九六五年に長崎原爆被災者協議会から刊行、それを発展させた『われなお生きてあり』を一九六八年に筑摩書房から出版、この書物は第八回田村俊子賞を受賞する。福田の著作活動について、後に鎌田はこう評価している。「これ（福田須磨子の手記：引用者補足）は、被爆体験記が一回限りのものでなく、その後の長い歲月にわたる原爆との対決の記録として執拗に書きつづけられ、ついに原爆を捕捉し告発する地点まで辿りついた一被爆女性の戦後史として、長崎の記録運動が生んだ最も大きな成果の一つであった」と、まずは福田の仕事全体を肯定的に評価する。その上で、

「記録が単なる記録として取りだされるのではなく、まさに被爆者の生活と健康、権利を守り、原爆を告発するための証言、たまたかの武器として生みだされるとき、必然的にそれは文体としても強靱な鋭さと実証的な説得性を要求されるものとなる」という「べき論」を展開する。そのような観点から見れば、福田の記録は鎌田にはまだ不満の残るものであった。「いぜんから生活記録運動に参加し、福田の詩と記録をみてきたわたしの期待もその点にあった。つまり、彼女がその生活の内と外との拮抗する状況を更にリアルに追求しながら、病軀をおしてたえず原水禁や被爆者運動に挺身せずにはおれない、その内的過程を克明に検証してほしい、ということであった。そして彼女自身、この困難な作業に全力投球しようとしたが、結局は生まの政治や原水禁運動にかかわる記述は抑制され、切りつめられて、「ある女の記録」というところに「文学的完結性」と効果を絞らされていった感じがあつ

た」⁽²⁸⁾。福田の一九六五年の著作の副題に「生活記録」が付されているように、福田の手記は生活記録運動に関わってきた鎌田の問題意識を触発するものだった。しかし「切りつめられ」た内容は効果を減じているというのである⁽²⁹⁾。

4. 「長崎の証言」の創設と展開

4-1. 運動の背景と組織化

「方法の変革と運動の可能性」を記したことを、後に鎌田はこう回想している。「このみずからの提言にもとづいて、もつとも深く傷つき、もつとも人間的かつ根源的告発と証言の欲求をもつ、長崎の被爆者たちの中に自分をおき、彼らとともに現代の腐敗と核の脅威に抗していくことを決意した」⁽³⁰⁾。あとづけではあるが、それはかねてからの構想の具現化でもあった。「昭和三十七年春から長崎に赴任したわたしは、前から親しくしていた「長崎生活を つづる会」の姉妹サークルとして、「長崎原爆記録の会」の構想をもっていた」⁽³¹⁾。しかし、それをただちに立ち上げるといふわけにはいかなかった。「センターを長崎へもって行ったら」という鶴見さんらのおすすりめもありましたが、そんな大荷物を背負う力などありません。しかし、東京でがんばっている記録運動の仲間たちに恥じないだけの仕事を、故郷九州でやりとげよう、と固く心に決めました。(中略)やはり自分が日々生き苦闘している生活台にどっしり根づくことなしには、いかなる表現運動もありません」⁽³²⁾。ここから長崎に根づいた「表現運動」の模索が

はじまる。

鎌田が『九州通信』に寄せた二文では言及されていないが、「長崎生活をつづる会」の活動が停滞した理由の一つには、原水禁運動の分裂も影を落としていたようである⁽³³⁾。その後「長崎の証言」刊行委員会が創設されるのは一九六九年である。それまでの期間は鎌田にとっては準備と構想に当てられていたのである。

また、あくまで推測にとどまるが、長崎固有の事情のみならず、全国的な運動の退潮傾向に対する批判にどうこたえていくかについても考えをめぐらしていたのではあるまいか。たとえば、わだつみ会の常任理事だった安田武は、一九六二年の段階で以下のよう書いている。「原爆体験の、国民的な民族的思想化に、原水協が失敗した、という事実だけは、覆うことができない。それは、当面の政治課題に性急に応えようとしたことで失敗した。失敗し、組織が分裂し、挫折してみると、原爆体験の「思想」化という思想の、意外に貧弱な実体が、あるいは巨大な空洞が、ぼくたちの眼に、はつきりと見えてくるのである。／原爆を含めた戦争体験の思想化という戦後の課題は、いつてみれば、原水協が、一九六一年に至って、示したような型を、ひとつの典型として、失敗しつづけてきたのではなかったか」⁽³⁴⁾。「原爆体験の「思想」化という思想の、意外に貧弱な実体」とはいかにも皮肉な表現であり、スローガンのみで中身のともなっていない「性急」さへの幻滅でもある。この安田の一文に鎌田が直接言及した形跡は管見では見当たらない。とはいえ、長崎を最初に訪問した際に『わだつみのこえ』に寄稿しわだつみ会と関係を保ち続けていた鎌田が、(仮にこの一文を読んでいなかったとしても)安田の言動を意識し

ていなかっただとは考えにくい。安田のこの一文のみならず、原水禁運動の失敗が被爆体験を含む戦争体験の思想化の失敗と結びつけられる論調は無視できなかったのではないか。そのような批判を克服するには、空理空論ではない運動基盤の形成と方法論を整える必要があっただろう。

「長崎の証言」刊行委員会が立ち上げられるきっかけとなった組織は、一九六五年に発足した「長崎憲法会議」である。これは当時の政治情勢として憲法改正（改悪）の動きやベトナム戦争、日韓条約締結などの課題に危機感や問題意識を持った有志が、異議申し立てをする運動体として結成されたものである。会の結成に至る話し合いでは、被爆者の参加や原水禁運動で分裂した人々の集結も重要な発展課題としてあげられていた⁽³⁵⁾ものの、この時点では課題の一部であった。それが被爆者に焦点を当てた運動として動き出したのは、一九六七年に厚生省が発表した報告書『原子爆弾被爆者実態調査——健康調査および生活調査の概要』が引き金となったためである。これは中国新聞記者の金井利博らが「原水爆被災白書」の作成を政府に提唱したのを受けて、厚生省が一九六五年に全国の被爆生存者を対象に実施した調査結果で、「健康・生活の両面において、国民一般と被爆者の間には著しい格差はない」と結論したものだ。これに対して被爆者からの反発は強く、その一環として長崎憲法会議が長崎原爆被災者協議会らと共同で実態調査を行なった。ただ、憲法会議の通信（一〇号）では一二ページの短い紙面に納めなければならないという紙幅の制約があった。「数字や比率の一覧にしたり、わずかに10行たらずの事例報告にとどめることは、わたしたちにとってたえがたい

こと」だったため、「もっと具体的に正確な表現、証言記録として提出すること」⁽³⁶⁾を目して発刊されたのが、『長崎の証言』創刊号（一九六九年）である。反響について、「証言の会」の代表委員を務めた秋月辰一郎は、「飛ぶように売れる。どんなに世のひとびとが長崎原爆の実際を知りたがっていたか、驚嘆する」と回想している⁽³⁷⁾。

ただ、第一集は四四ページ（表裏表紙含め四八ページ）で、翌年一挙に二四八ページにまで拡大する第二集と比べると、憲法会議通信に近い、どちらかといえば報告集の趣きがあることは否めない。それでも目につくのは、薄い報告集の中に被爆者に限定されない広範な書き手が含まれていることである。第一集の執筆者は鎌田が指名して原稿を集めたようで、憲法会議の広い人脈がいかにされている⁽³⁸⁾。

第二集以降は上述のとおりページ数が一挙に増えて書籍の形態となり、質量ともにインパクトを強め、第一〇集まで同じ形態での発行が続けられる。第一集と何より異なっているのは、原稿を公募に切り替えたことである。被爆者としてその後長く鎌田らと活動をともにする広瀬方人は、ある被爆者の手記を見たとき、「被爆者が訴えたくても訴えることが出来なかった被爆の悲しみや苦しみを訴える場を「長崎の証言の会」は提供したのだと思います」と回想している⁽³⁹⁾。潜在していた水脈を掘り当てたといった感触であろうか。第二集が第三集以降と異なって目を引くのは、表紙に被爆した少年の火傷の写真が掲載している点である。これは、長崎原爆青年乙女の会の谷口稜睡の姿で、谷口自身が思いを第二集に寄稿している。また、鎌田は「運動センターとしての『長

崎の証言』の目ざすところ」を述べ、⁽⁴⁰⁾「日本生活記録センター」の経験を思い起こさせる言葉づかいをしている。被爆当事者の主体的な寄稿を促しているという点とも合わせて、第一集より第二集になって、かつての生活記録運動的な発想をいかけた紙面作りになっていくといえる。

4-2. 「証言」と「被爆体験の継承」「思想化」

では、なぜ「証言」が会の名称として選ばれたのか。決定過程は不明だが、中心メンバーたちは「証言という言葉の響きがよい」といわれたこともあり、気に入っていたようである。⁽⁴¹⁾鎌田自身は、「証言」に込めた意味をくりかえし書き残しており、第二集「四半世紀めの発掘と証言運動」では次のように述べられている。

「しかし、それら（アメリカから返還された原爆被害の映像資料公開や一九七〇年になって発見された永井隆の救護報告など：引用者補足）はまだその反原爆・核武装否定の国民的論理や思想の原質にかかわる原体験の「発掘」や「証言」という水準にまでは達していない。いうまでもないが、原資料はそれが単に発見されるだけでなく、過去から現在をつらぬき未来さえも展望しうる歴史の脈のなかに正確に位置づけられ、現実そのものをつき動かすだけのリアリティへと高められるときのみ、真に「発掘された」というべきである。また、体験記録も、単なる回顧録や自己確認にとどまらず、それが死者たちの怨念をひきつぎ、強権と原爆そのものへの告発の武器としてとぎすまされるときにのみ、それは真に有効な「証言」となりうるだろう」⁽⁴²⁾。「国民的論理や思想」の源として「現実そのものをつき動かすだけのリアリティ」とな

る「水準」と、「告発の武器としてとぎすまされる」鋭さが求められているのがわかる。続く第三集「ナガサキ・七〇年代の記録と証言運動」では、「現実の金敷と核権力の鉄槌の間で、わたしたちの記録はどのように火花を散らしてそれを受けとめ、はじき返すことができるだろうか。わたしたちの腐食部分と脆弱さをどのように叩いていったら、それは相手をうち砕く鋼鉄のような告発の武器たり得るだろうか。国際裁判の法廷にも提出しうるような公的証言にまで高めることをめざして、わたしたちの記録運動は前進しなければならぬ」⁽⁴³⁾ともいう。硬質さを求めるたとしていつそう強い「鋼鉄のような」という形容が用いられ、「国際裁判の法廷にも提出しうるような公的証言」としての昇華が要求されている。

ここで述べられているように、「記録」＝「告発」＝「証言」であり、もつとも強度で狭義の意味としては、「法廷」における「証言」である。厳しい尋問・審査にも耐えて証拠として採用されるような「鋼鉄」の強度を鎌田は期待した。鎌田は生活記録運動との対比で「証言」を定義してはいないが、生活記録運動に寄せられた「実感べつたり主義」という批判を克服するために、期待と「念力」を込めて選ばれた言葉であるように思われる。

このような強い言葉が選ばれたのは、時代の趨勢あるいは要請でもあった。前述の成田龍一が「証言」の時代」として整理したように、一九六〇年代後半から七〇年代にかけて、被爆者関連で（も）「証言」を冠した書籍や記事の数が増加している。そのはつきりした理由はさだかではないが、被爆者が「沈黙」を強いられ、声が聞き届けられないような状況を打破することが期待さ

れていたとはいえるだろう。あるいは、「証言」の背後には「沈黙」（と「体験」）の存在が想定されているといってもよい。⁽⁴⁶⁾ 成田の「体験／証言／記憶の三位一体」でいえば、「証言」は他の二つと比して他者への働きかけの強い言葉であり、強い言葉が沈黙の打破が必要とされた時代に適合していたのかもしれない。鎌田も流用している「核権力」という用語を使用した金井利博は、被爆者を沈黙させる権力の一部として「核アレルギー」という用語（イデオロギー）をあげている。⁽⁴⁵⁾ また、金井は同時に、広島

の爆心地復元運動に協力した人たちは、「原水協や核禁とか原水禁とかいった、平和運動の「村落」化に、必ずしも参加してはいなかったのだ」とも述べる。⁽⁴⁶⁾ 原水禁運動が分裂し党派間の争いが熾烈になっていく間、愛想をつかし背を向けた人たちの思いが世論として影響力を与えることはなかった。広島だけではなく長崎でも事情は同様である。鎌田が「原爆体験の継承と国民教育への展望」という論考を寄稿した本のタイトルは、「沈黙の壁をよぶって」であり、『証言』第五集（一九七三年）の序章（巻頭言）も「沈黙から告発へ」と題されている。新聞でも、一九七〇年に被爆関係の出版物が多数同時刊行されたことを報じる記事は「沈黙の壁破る被爆者」（『朝日新聞』一九七〇・八・一〇）であった。

ただ、中心は被爆者の体験談や生活記録に置きながら、『証言』誌に収録された手記には幅広さがあった。非被爆者であっても被爆者の同伴者として向き合おうとする姿勢は歓迎された。小中高生の作文などが掲載されているのは、平和教育に力を入れた鎌田や他の教員たちのねらいがあったためだろう。また、収録された文章だけではなく、同時期に出版された他の出版物に関して

も、文学作品も含めて「証言」の価値があるかどうか論評された。たとえば『八月がくるたびに』という児童文学作品について、「これは、子どもたちだけではなく大人たちにとつて親しみやすく、曇りのない子どもたちの眼を通した「ナガサキの証言」となっている」と鎌田は評価している。⁽⁴⁷⁾ 直接の目撃・体験ではなくても、またフィクションであっても、良質の文章は「証言」の中にも含まれることになる。

また、福田須磨子に対してのみならず、他の被爆者の手記に対しても注文をつけた。長崎原爆青年乙女の会の文集『もういやだ』に寄稿した渡辺千恵子や谷口稜暉、山口仙二らに対して、「記録作業の持続によって、たえず原点を確め、自己を拡大しながら、告発の対象により正確に迫ることが可能になる」といことは、反原爆の論理と文体そのものを鍛えることでもある」とし、持続的・反復的に思考と文章を鍛錬することを鎌田は求めている。⁽⁴⁸⁾ 非被爆者である鎌田に福田らに対する遠慮がなかったとは思えないし、また福田を運動の「同志」として基本的に肯定する姿勢も変わらなかった。ただ、社会に対して訴える力を持たない「主情的」手記に対しては、被爆者のものであらうと率直に批判する態度も持ち合わせていたようである。

激励ではなく、鎌田がくりかえし厳しく批判したのが、長崎で影響力が強かった永井隆の著作であった。「被爆前史や戦後史の国民的総体験から切りはなされ、自己の戦争責任や戦後責任を欠落させた人畜無害の体験記が、記録としての力をもつて得ないことはいうまでもない。（中略）その後ほとんどなく彼は「核権力」に迎合する膨大な文章を書きつづることになり、それは必然的にドキ

ユメントとしての衝迫力を喪失することになった」⁽⁴⁹⁾。「運動」としての記録群は「人畜無害の体験記」ではなく、「戦争責任」や「戦後責任」を追及する志向がなければ「衝迫力」とはならない、というのが鎌田の批判の趣旨である。

ここで「証言」の意味内容を他の鍵となる概念と合わせて考えてみたい。鎌田や「長崎の証言の会」の言論の中で、「証言」運動の目標としてしばしば言及されるのが、「被爆体験の継承」「思想化」である。鎌田の一九七〇年の論考「原爆体験の継承と国民教育への展望」には早くも「継承」の語が含まれており、また「体験の継承や思想化というものが、いささかでも可能であるとすれば、それはそれを強いる人間の条件と状況の持続によつてのみ可能となるはずである」⁽⁵⁰⁾と、「継承」と「思想化」が同時に用いられたりもする。鎌田だけではなく、秋月辰一郎も、一九七五年に広島・長崎の関係者共同で発刊された書籍の中で、「この本は、『長崎の証言』運動七年間の実践をふまえた『被爆体験の再検討と思想化』の試みとして企画されたものである」と述べている。「その初発の動機」としては『長崎の証言ニュース』二〇号（一九七三・九・二五）が引用されている。「私たちは当面、ヒロシマ・ナガサキを基点とする日本国民の被爆体験の再確認・再検討をおし進め、反原爆の国民的思想の形成をめざして、質量ともにすぐれた証言集とテキストを作りあげねばなりません。そしてそれを通して、家庭や職場、地域、学校など、あらゆる場での世代をこえた平和教育や文化創造活動の質的量的前進がはかれることを期待したいと思えます」。そして、書籍では共同討論の末、「反原爆・被爆者救援をめざす被爆者と証言者の原爆・敗戦

三十年のエッセイ・ドキュメント集。執筆者それぞれの体験と思想・表現を通して、反原爆・核告発の集団的意志を綜合反映するよう努める」という観点が打ち出されたという⁽⁵¹⁾。このように、「継承」や「思想(化)」を述べていたのは鎌田だけではなく、「証言の会」の中心メンバーに共有されていた言葉づかいであった。

では、鎌田自身は被爆者の体験にどのように接近し、受容しようとしていたのか。これについては、鎌田定夫の伴侶であった鎌田信子が、『証言』第五集で次のようなことを書いている。「ある夜ふけ、『証言』編集のさなか、ひととき仮眠をとっていた夫が、突然おきあがり、異様なおびえを見せたことがある。夢の中に、黒こげの、血まみれの、肉や骨をもった人びとが追つてきた、といいながら、震えがとまらないのである。「原爆」はまぎれもなく、非被爆者である人間をもとらえていくことを、私たちは身をもって知った」「私たちは「こころの被爆者」になりつつある、といえは一笑されるだろうか」⁽⁵²⁾。また、鎌田自身は「被爆者と非被爆者の強固な『反原爆同盟』」を構想し、「非被爆者≠未被爆者にとつて、それは、みずから『被爆国民』のひとりとして精神的被爆をとげ、被爆者、とりわけ二重三重に疎外された朝鮮人・中国人被爆者や撲殺された米軍被爆捕虜たちの怨念と怒りを、自己の思想的核、反原爆へのバネとして生き、たたかうことによつてのみ、合流しうる道である」⁽⁵³⁾とも述べていた。鎌田信子の一文と合わせて読むと、被爆者の「証言」群が鎌田に「精神的被爆」ともいふべき体験をもたらしたということになるだろう。

微妙なのは、ここで「『被爆国民』のひとり」として自らを含めていているものの、鎌田自身は非被爆者としての「精神的被爆」を

必ずしも「被爆体験の思想化」とは呼んでいないことである。「思想化」の定義や道筋については、鎌田はまとまった考察を残していない。ただ、彼が新聞記者に語った説明として、「証言」から「思想」へと展開する過程について次のような言葉がある。「証言するときの自己表現は、自己確立に結びつき、体験を理論化する。そして、ここから民衆の思想として『反原爆』の思想が生まれる」（『長崎新聞』一九七五・八・二「あしたへ向けて／ナガサキの新しい出発」第4部2「原点の持続」）。この「民衆」には非被爆者も含まれているのかもしれないが、その前の文からの流れで解釈すると、主役（主体）は被爆者であると読むのが自然だろう。そうであれば、非被爆者自身の「思想化」がどのようにして可能かについては語られていないことになり、鎌田自身が非被爆者による「思想化」をいかに実現可能な課題としてとらえていたのかは、この時点では不明である。前述の秋月の文章中にも「反原爆の国民的思想」「執筆者それぞれの体験と思想・表現」とあり、被爆者・非被爆者共通の課題として述べられているものの、「それぞれの体験と思想」の異なった道筋についてはそれ以上の言及はない⁵⁴。

また「被爆体験の継承」についても、「被爆体験の思想化」と微妙にニュアンスを異にする。第二集（一九七〇年）発刊に際し、広瀬方人は『長崎新聞』一九七〇・八・二「被爆体験の継承」で、「長崎の証言」は、体験記録の収集と同時に、この被爆体験の継承を、より大切な問題だと考えている」と述べている。広瀬にせよ鎌田にせよ、「被爆体験の継承」をいう際には、教師としての側面が色濃く反映されている。広瀬は高校教員であり、教え子

の被爆二世が白血病で死んでいく様子を『証言』誌第二集に寄稿していた。鎌田もまた大学生のみならず大学の附属高校生相手のゼミを持ち、平和教育にも熱心だった。この場合「継承」は上の世代から下の世代へと働きかけるものであることは前提とされているものの、やはり被爆者と同世代の非被爆者が何を引き受けるべきかは必ずしも明確に言語化されていないのである。

とはいえ、非被爆者の関与が求められていないわけではない。同じ新聞記事で、広瀬はこうも述べている。「私が「長崎の証言」の仕事に打ち込んでいるのを見て「あなたは被爆者だから、本当に一生懸命ですね」と同情のこぼれに見えて、実は断絶のことは語りかける善意の人たちがある。私は被爆者だからやるのではない。被爆者でなくともやらねばならないと思う。しかし、現実にはそのような断絶をどのようにして埋めていくのか、それが私たちの「証言運動」の運動たるゆえんであろうと思う」。これは、非被爆者でありながら運動の中心人物として関わっている鎌田へのエールであり、運動に関わろうとしない非被爆者多数派の「善意」に対する批判でもある。被爆者と非被爆者の立場の違いを理由に両者を遮断するよりは、同じ課題に向かって協働することに運動の可能性を見出していたものと考えられるだろう。

5. 暫定的まとめと今後の課題

5-1. 「証言」運動と生活記録運動

あらためて、「証言」とは何なのだろうか。鎌田にとつて、もっとも強い「証言」とは法廷を意識した性格のものであった。鎌

田や他の論者も「証言と告発」といったように、「証言」を「告発」とセットでしばしば用いた⁽⁵⁵⁾。そのような用法からみれば、鎌田らにとつて「証言」とは、生活記録運動に投げつけられた「実感べつたり主義」という批判を克服し、運動としての動員力を強め「告発」の射程を定めるために期待と願望を込めて選ばれた言葉であろう。社会運動論的には「たたかひのフレーミング」として動員力を発揮した。再び「法廷」イメージを想起するならば、「証言」は「法廷」における「たたかひ」「告発」の言葉であり、その「法廷」は原告／被告、被爆者／非被爆者の双方を巻き込む場である。

ただし、鎌田たちは「鋼鉄」のように鍛錬された文章のみを「証言」として認めたわけではない。というよりは、むしろ、それまで文章を書き慣れていなかったような被爆者の「素朴な」手記や聞き書きが『証言』誌の紙面の多くを占めることになった。これは生活記録運動の性格を一部引き継いだ形で鎌田たちが運動を展開していたからであろう。広い運動基盤を形成しようとしたおかげで、「証言」は「強さ」のみを求める狭い形に収斂するのではなく、総体として幅や奥行きを持ったものになった。結果的には、この幅や奥行きが（この時期の）運動の「豊かさ」を支えることになった。時にはフィクションをも「証言」の範疇に含めるのは幅を広げすぎと思われる向きもあるかもしれないが、フランス語教師として大学でのポストを得た鎌田にとつては、文学をも「証言」運動にいかしていく発想はむしろ当然だったのだろう。

また、生活記録運動とのつながりでいえば、同時期爆心地復元運動が展開されていたことは、生活記録運動との親和性を持つ。

これも長崎に比して、広島の方が研究者等の積極的な参画もあり先行して組織的に進められていたのに対し、長崎は住民主体の復元運動で行政機関や研究者は後追いであった。被爆以前の住民の実態を復元しようとする取り組みは、住民が主導であるほど生活記録運動的な性格を帯びたものと思われる。

生活記録運動と親和性があったことの利点は、集積することによる力であり、「民衆」を当事者として主体化する効果である。秋月辰一郎は、「それまで、被爆者個々の記憶や証言は、科学的にも価値がなく、信憑性もなく、また文学としても採るに足りないといつて、反古みたいにしたり、またみずから古傷を語るに耐えないと胸底深く収めていたものであつたのだが、胸の内を語り始めたことは「歴史に確証を残すのみではなく、被爆者の社会への積極的展開であつた」という。また「証言、復元運動は、実態調査をしようとする忘却の政治への抗議でもあつた。この二つは実に微々たる被爆者の力の蓄積である」とも述べる⁽⁵⁶⁾。「記憶」の時代」に争点の一つとなる「忘却の政治」への批判がすでにここに現れているのがわかる。

ただ、「証言」運動は生活記録運動型の利点を一部いかしているとはいえず、生活記録運動の欠点や限界といわれたものを突破したり、カバーできないところを補つたりしていく必要もあつた。たとえば、復元運動は生活記録運動と親和性があるとはいえず、そこからばれおちる被爆者の存在がある。広島・長崎を出身地とせず、各地から動員されてきた人たち、特に朝鮮人を中心とする外国人被爆者である。鎌田は早くから朝鮮人被爆者の被害の深刻さ・重要性にも気づいており、『証言』第七集（一九七五年）には

在韓被爆者二人のインタビュー記録を掲載している。

5-2. 「証言」の時代性

再び成田の「体験／証言／記憶の三位一体」という図式をもとに、「証言」の時代性を考えてみよう。この時代においては、「証言」が「記憶／体験を統御」し、「証言」の時代の証言には、体験と記憶が包み込まれるが、それを戦争を知らない世代に対して語るといふスタイルをとる⁽⁵⁷⁾といえるだろうか。また「経験を共有する不特定の相手に一般的に語るのではなく、相手を特定し、その関係性のなかで語る⁽⁵⁸⁾」という見解は妥当だろうか。一部はあてはまるが、一部には留保が必要かと思われる。

まず、「証言」が「記憶／体験を統御」するとしても、この「三位一体」の基盤にあるのは、鳥羽があげた「記録」ではないかと思われる。長崎の事例ではないが、広島の被爆体験について中国新聞社がまとめた三部作『証言は消えない——広島記録1』、『炎の日から20年——広島記録2』、『ヒロシマ・25年——広島記録3』未来社、それぞれ一九六六年・一九六六年・一九七一年）の副題が「記録」であるように、第一になされるべきことは「記録」することだった。それは、生活記録運動の経験を出発点として持つ鎌田にとっても同様だった。「記録」を土台として「証言」が「記憶／体験を統御」していたとすれば、「記憶」「体験」に比して強い働きかけ作用を持つ「証言」が時代の言葉として求められていたということになるだろう。「記憶」も「体験」もまず「記録」として言語化された上で、「証言」にまで昇華されなければならぬという規範的な社会意識が、漠然とした形ではあれ構成

されていたのかもしれない。

「戦争を知らない世代に対して語るといふスタイルをとる」かどうかは、上の世代から下の世代への「被爆体験の継承」という課題については概ね正しい。ただし、「経験を共有する不特定の相手に一般的に語るのではなく、相手を特定し、その関係性のなかで語る」という方法は、この時期の運動としてどこまで当てはまるか、検討の余地がある。「相手を特定し、その関係性のなかで語る」というのは、生活記録運動の特性・利点として、特に「読む」共同體として意識された場合、有効に作用するであろう。しかし、運動が拡大するにつれ不特定多数の読者が増加する場合、そのような親密な関係性の中での深まりといったものをどこまで期待できたのかは不明である。西川祐子が述べたような「往復運動」や「読む」という行為の積極性⁽⁵⁹⁾、あるいは鎌田自身も述べた「記録者と記録中の人物、読者の三者が相互に刺激しあう」関係は、方法論として深められたとはいいたい。これは「証言」の書き手を集めることに力点が置かれた時期としてやむをえないことではある。ただ、運動が継続されるとともに、読み手・聞き手のあり方は問題点としていつそう重要になっていくだろう。

5-3. 今後の課題

本稿は一九七〇年代前半までに期間を限定したこともあり、今後の検討課題として積み残した点が多い。第一には、「証言」運動のその後である。成田龍一の整理からはみ出る形で、「長崎の証言の会」は現在に至るまで四〇年以上にわたって活動を継続し

ている。その間「証言」は運動のフレームとしてどのようにインパクトを保ってきたのか。運動主体・刊行形態の推移等と合わせて追跡する必要がある。また、その際に合わせて考える必要があるのが、「証言」という用語そのものの強度である。一九七〇年代前後においては、ある種時代の趨勢として「証言」という強い言葉が「体験」や「記憶」を圧倒する形で用いられた。鎌田の用例でも、「法廷」をイメージした「強い」「証言」が要請されていた。しかし、鎌田が求めていたような「強い」「証言」ばかりが生み出されたわけではないというまでもない。

第二点は、「証言」媒体の多様性である。鎌田自身、文学をも「証言」の範疇に含めている。また、本稿は書かれた「証言」を扱ってきたが、手記と発話（講話）では伝達・受容のされ方が異なることも考慮しなければならない。さらに、本稿では言及しなかったものの、「長崎の証言の会」創設期とほぼ同時期写真集団による『長崎の証言』という書物も刊行されている（一九七〇年）。異なった媒体による「証言」運動という点では、「証言」の多様性を考えなければならぬだろう。

第三点は、「被爆体験の継承」「思想化」の内実とその担い手である。このころの世代間「継承」については、被爆二世の健康問題が七〇年代以降にクローズアップされてきたことも同期するだろう。被爆被害が過去の問題にとどまらず、世代を超えて考えなければならぬ問題であることが前景化したのである。しかしながら、被爆二世にかぎらず、「継承」も「思想化」も、だれがどのようにして体現するのかについては、道筋がついているとはいえないがたい困難な課題である。ここには、送り手と受け手の関係、

被爆者と非被爆者の関係、被爆者世代と次世代との関係、といった複数の関係性が論点として考えられるが、少なくとも運動初期においては、鎌田らはそれらの問題を腑分けしていなかった。というよりは、多様な参加者が協働することによって壁を乗り越え、「同志」として問題を共有化することに前途を見出そうとしていた感が強い。それは生活記録運動についていわれた内在的／外在的批判と照らして見ると、内在／外在という二分法自体が克服されるべきという発想といえなくもない。

とはいえ、被爆者／非被爆者という線引きや両者の立場の違いが消失するわけでもない。「このころのヒバクシャ」あるいは「精神的被爆」を唱えた鎌田が、非被爆者として被爆体験にいかに向けることが可能なのか、終生考えていたことは疑いないように思われる。また、鎌田や「証言の会」関係者以外にも、「継承」や「思想化」について言及している人は少なくない。「継承」や「思想化」に関する議論の広がりをとらえることも必要である。その際には、前項の末尾で述べたのと同様に、「継承」や「思想化」の受け手側の役割がいつそう重要な論点になってくると思われる。

注

- 1 中村尚樹『被爆二世』を生きる』中央公論新社、二〇一〇年、二一八―三四頁。
- 2 福岡良明『焦土の記憶——沖繩・広島・長崎に映る戦後』新曜社、二〇一一年、三七二頁。
- 3 鎌田定夫『わが内なるヒロシマ・ナガサキ』広島・長崎の証言の会編『広島・長崎30年の証言（上）』未來社、一九七五年、四三

頁。

4 成田龍一『戦争経験』の戦後史——語られた体験／証言／記憶』、岩波書店、二〇一〇年、一九頁。

5 「証言」という言葉がこれ以前に使われていなかったわけではない。一例をあげると、栗原貞子の詩集「私は広島を証言する」が第五回原水禁世界大会で配布されたのは一九五九年のことである (<http://home.hiroshima-u.ac.jp/bngkn/exhibition/chronology/sadako.html>)、

最終アクセス二〇一二年一〇月三〇日)。ただ、散発的な使用例ではなく、時代を性格づける用法としては、成田の見立てで概ね正しいように思われる。たとえば、『朝日新聞』一九七〇・七・二七坂本義和「論壇時評」は「語り継げ被爆の証言」という見出しをつけてゐる。

6 鳥羽耕史『一九五〇年代——「記録」の時代』河出書房新社、二〇一〇年、一七頁。

7 朝日新聞社編『原爆・五〇〇人の証言』朝日新聞出版、二〇〇八年、一四六頁（初刊は一九六七）。

8 タロー、シドニー（大幡裕嗣監訳）『社会運動の力——集合行為の比較社会学』彩流社、二〇〇六年、第七章。

9 鎌田定夫「明日に向かって」「時代を生きて」刊行会編『時代を生きて 文集・鎌田定夫』二〇〇六年、一三—一七頁（初出は『旅立ちの歌』一九五八年）。他に中村前掲『「被爆二世」を生きる』、福岡前掲『焦土の記憶』なども参照。

10 鎌田は「証言運動の中核をなしている仲間たちのほとんどはわたしと同じ世代で、十代半ばに戦争と原爆を体験した者たちである」と同世代意識を述べている（鎌田前掲「わが内なるヒロシマ・ナガ

サキ」、四二頁）。この点で、「戦中派」と対比して鎌田を「戦後派世代」と呼ぶ福岡（福岡前掲『焦土の記憶』、三六九頁）とはやや位置づけ方を異にする。

11 鶴見和子『生活記録運動のなかで』未来社、一九六三年、八六頁（初出は一九五五年）。

12 日本作文の会編『生活綴方事典』明治図書、一九五八年、四四—頁。

13 鎌田信子「長崎生活をつづる会」の女性たち」長崎女性史研究会『長崎の女たち 第2集』長崎文献社、二〇〇七年、一六七頁（引用箇所は、川崎きくえ「ナガサキに生きた女たち」『季刊・長崎の証言』三号、一九七九年五月、の抄録）。なお、「ひとりごと」については、注21も参照。

14 鶴見前掲『生活記録運動のなかで』、二四二頁。もつとも全体的な動向把握としては、次のような異論もある。「実態としての生活記録の実践は一九六〇年代以降「衰退」したわけではなく、多様な形態を含み込みながら一般化してゆき、とりたててそれを生活記録運動と呼ぶことなく、時には新たな名称が付されながら、むしろ各所で展開されていくようになったと言うべきではないだろうか」（辻智子「一九五〇年代日本の社会的文化的状況と生活記録運動——生活記録運動の系譜に関する考察(2)」、『神奈川大学心理・教育研究論集』二九号、二〇〇九年、五頁）。

15 鎌田定夫「戦後生活記録運動の一総括——運動の新しい前進のために」『作文と教育』一二巻七号、一九六一年、四九頁。

16 鎌田定夫「独立の烽火——サンフランシスコ条約反対闘争」学生生活編集部編『戦後学生運動史』三一書房、一九五七年。

17 上野英信の追悼文集に寄稿した鎌田の一文（鎌田定夫「五〇年代記録運動と上野英信——筑豊とナガサキで」「時代を生きて」刊行会編前掲『時代を生きて』所収、初出は上野英信追悼録刊行会『追悼 上野英信』一九八九年）によれば、鎌田が上野と直接会ったのは一九六二年ごろの一度きりである。鎌田が上野らからのような影響を受けていたのかを運動に即して実証的に述べるのは難しいが、意識していたことはたしかであると思われる。

18 鶴見前掲『生活記録運動のなかで』、一九四—五頁。

19 同前、一九七—九頁。

20 鎌田定夫「方法の変革と運動の可能性」「時代を生きて」刊行委員会編前掲『時代を生きて』所収、五〇頁（初出は『九州通信』創刊号、一九六三年）。

21 この詩について後の鎌田は次のように記している。「なんとという根深い疎外感であろう。これは、壁を打ち破る論理をたぐりよせるにたるイメージの形成にまでは至っていないとしても、この主情的宣告は意外に重いのだ」（鎌田定夫「原爆体験の継承と国民教育への展望——長崎の屈折した経験から」長崎県教職員組合長崎総支部・長崎市原爆被爆教師の会編『沈黙の壁を破って』労働旬報社、一九七一年、一九七頁）。ちなみに、この詩に対してではないが、福田が一九五五年に新聞に投書して掲載された「ひとりごと」についても、鎌田はこう述べている。「最初その運動にかかわった動機というのは、主婦の集りにつきあっていた時「ひとりごと」という福田須磨子さんの詩をみました。その詩の中に、長崎での原水禁運動の弱さがでてるように思ってたわけです。被爆者の内面的なものを満すような運動がすすめられていればもっとすばらしい詩ができるに

ちがいないと思ったわけです。それがぎつかけとなって記録の運動にかかわってきたわけです」（鎌田定夫「被爆者の記録運動（長崎）」『国民文化』一五一号、一九七二年、四頁）。

22 鎌田前掲『方法の変革と運動の可能性』、五二頁。

23 同前、六〇頁。

24 同前、五七頁。

25 同前、五八頁。

26 同前、五三頁。この点は、西川祐子が「書き手が読み手であり、読む人もまた書くことを返しながら変わってゆく、生活記録運動に見られた相互の往復運動」（西川祐子『日記をつづるということ——国民教育装置とその逸脱』吉川弘文館、二〇〇九年、二三四頁）と述べたことによく似ている。

27 鎌田前掲『方法の変革と運動の可能性』、五三頁。

28 鎌田定夫「核告発の証言としての記録と文学——長崎の原爆記録と証言運動から」『民主文学』六九号、一九七一年、一三一—三頁。

29 もっとも、鎌田の批判は福田のみ向けられていたわけではない。「それら（福田須磨子『生きる』や秋月辰一郎『長崎原爆記』など：引用者補足）はまだ記録や証言の運動といえるものではない。／＼長崎における「反原爆の証言運動」が発発するのは、はるかにおくられて一九六八年からである」（鎌田定夫「『地の群れ』以後のナガサキ」『辺境』九号、一九七二年、一四七頁）というのが、「証言」運動を立ち上げた後の鎌田の位置づけである。これらの著作はまだ「運動」として集積され連動したものではないからである。この点については後述する。

30 鎌田定夫「ナガサキ三十五年目の証言」鎌田編『ナガサキの証言』

青木書店、一九七九年、九頁。

31 鎌田定夫「秋月証言と原爆三十年」秋月辰一郎『「原爆」と三十年』朝日新聞社、一九七五年、二二六頁。

32 鎌田定夫「歴史の証言から歴史の変革へ——「長崎の証言」運動の軌跡から」『月刊社会教育』二二巻八号、一九七七年、五六頁。

33 長崎生活をつづる会『生活をつづる』原水禁特集号、一九六四年六月。

34 安田武「戦争体験の思想化ということ」『日本文学』一一巻二号、一九六二年、一三六—一三七頁。

35 『憲法会議長崎通信』一号、一九六五年七月。

36 鎌田前掲「歴史の証言から歴史の変革へ」、五八頁。

37 秋月前掲『「原爆」と三十年』、一三三頁。

38 浜崎均「今、語り継ぎたい長崎の被爆証言運動・レジメ」日本平和学会二〇一〇年度秋季研究集会配布資料（於茨城大学、二〇一〇・一・一六）参照。なお、秋月辰一郎と鎌田は「証言」運動開始以前は行動をともにはしていなかったようである。一九六九年に鎌田が

秋月に「参加を求める手紙を出し、二人が手を結んだ」そうである（『長崎新聞』一九七五・八・二「あしたへ向けて／ナガサキの新しい出発」第4部2「原点の持続」）。

39 浜崎前掲「今、語り継ぎたい長崎の被爆証言運動・レジメ」。

40 鎌田定夫「四半世紀の発掘と証言運動」『長崎の証言』刊行委員会『「長崎の証言」一九七〇』、二三頁。

41 二〇一〇年三月二五日関係者インタビュー。

42 鎌田前掲「四半世紀の発掘と証言運動」二二頁。

43 鎌田定夫「ナガサキ・七〇年代の記録と証言運動」長崎の証言刊

行委員会『長崎の証言 一九七一』、一八頁。

44 富山一郎「証言」『現代思想』二八巻三号、二〇〇〇年。

45 金井利博「核権力——ヒロシマの告発」三省堂、一九七〇年、三一九頁。あるいは、日本被団協の伊東壮は「風化政策」という呼び方を紹介している（伊東壮『被爆の思想と運動——被爆者援護法のために』新評論、一九七五年、三五七頁）。ここでは例示しないが、

被爆二五周年の一九七〇年前後には「風化」に対する懸念の声がさかんに表明されていた。

46 金井前掲『核権力』、三二六頁。

47 鎌田前掲「ナガサキ・七〇年代の記録と証言運動」、二二頁。

48 同前、一五頁。

49 鎌田前掲「『地の群れ』以後のナガサキ」、一四九—一五〇頁。

50 同前、一四六頁。

51 秋月辰一郎「ヒロシマ・ナガサキ三十年の想い」広島・長崎の証言の会編前掲『広島・長崎30年の証言（上）』、一九—二〇頁。

52 鎌田信子「終りなきたたかい」長崎の証言刊行委員会『長崎の証言』第5集、一九七三年、二九九頁。

53 鎌田前掲「わが内なるヒロシマ・ナガサキ」、二四—二五頁。ただし、「精神的被爆」という言い方は、石田忠「反原爆——長崎被爆者の生活史」（未来社、一九七三年）が「私たちは被爆者にふれることによって被爆するのである」（二二頁）と述べている箇所に影響されている可能性がある。鎌田と他の論者の異同については稿をあらためて考察したい。

54 鎌田や秋月らが寄稿した『広島・長崎30年の証言』の下巻にも、東京での討論記録をまとめた一部として「反原爆の思想化・継承の

- 問題をめぐって」と見出しがつけられた部分があり、「それぞれ」のアイデアが述べられてはいるものの、「思想化」や「継承」の道筋、特に非被爆者側の可能性が明確になっているとはいえない。
- 55 成田龍一の整理には登場しないが、「告発」もある種時代を特徴づける言葉として用いられていた傾向がある。一九七〇年前後には公害反対運動の中ではしばしば「告発」を目にする（第三八回原爆文学研究会における筆者の発表に対する坂口博氏のコメント）。
- 56 秋月前掲『「原爆」と三十年』、一三―一五頁。
- 57 成田龍一「証言」の時代の歴史学」富山一郎編『歴史の描き方』3

付記

- 58 記憶が語りはじめる』東京大学出版会、二〇〇六年、二〇頁。
成田前掲『戦争経験』の戦後史』、一五三頁。
- 59 西川前掲『日記をつづるということ』二三四―三五頁。
- 本稿は、筆者の第三八回原爆文学研究会（二〇一二年三月一日、福岡大学）における発表をもとに加筆修正したものである。当日様々な質問やコメントをくださった方々に感謝したい。また、二〇一〇年三月二五日にお話を聞かせていただいた「長崎の証言の会」関係者の方々にもお礼を申し上げたい。